

いばらき

第253号

# 雇用ニュース

2003年5月



—五月の日— (水戸市) いばらき自然環境フォトコンテスト佳作 撮影者 小沢 好邑さん

**「人材の募集・確保は  
ハローワークが応援します!!」**

## — おもな内容 —

- 県内の雇用情勢 ..... 2
- 雇用保険の新制度が5月1日からスタートしました ..... 3
- 茨城県職業指導連絡協議会を開催 ..... 4～5
- 6月は外国人労働者問題啓発月間です ..... 6
- 地域雇用受皿事業特別奨励金のご案内 ..... 6～7
- 茨城県雇用関係主要指標 ..... 8

**茨城労働局職業安定部**

ホームページアドレス <http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp/>

# 新規求人数が6か月連続（前年同月比）増加

有効求職者数は3か月ぶりの増加

## 1 概況

3月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は、前年同月に比較して6か月連続して増加しました。建設業においては増加に転じ、また、製造業においては9か月連続の増加となりましたが、増加幅は縮小しています。

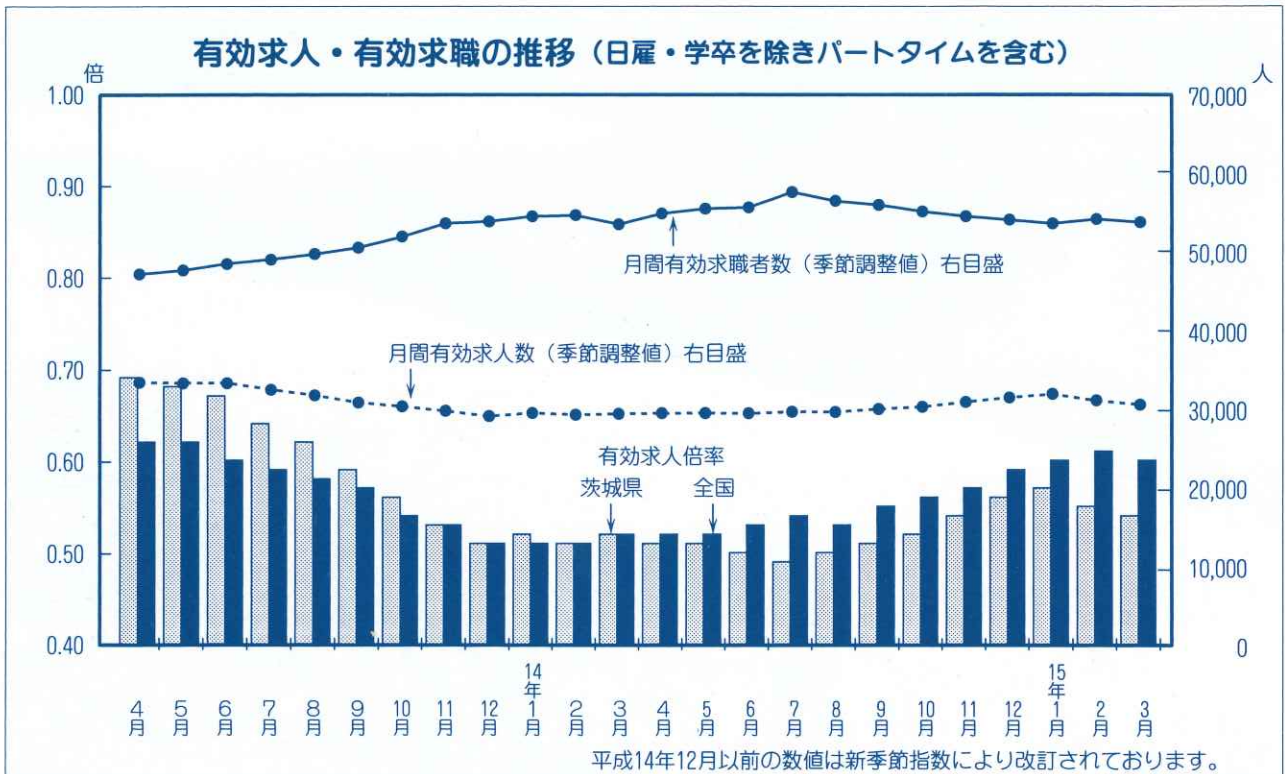
新規求職者数は、在職求職者、自発的な理由による離職者の増加（前年同月比）がみられたものの、定年退職者、非自発的理由による離職者等の減少（同）から前年同月比2か月ぶりの減少となりました。

有効求人数は、31,463人となり前年同月比で5か月連続して増加（4.0%増）し、有効求職者数は56,229人で0.4%増加し3か月ぶりの増加となりました。

求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は、0.54倍（季節調整値）となり前月を0.01ポイント下回りました。

こうしたなか、就職件数は3,937件となり前年同月比では12.2%増加し、18か月連続の増加となりました。

雇用保険受給者実人員は、前年同月との比較では20,303人となり4.4%減少しました。



## 2 新規求人の動き

新規求人数は11,866人となり、前年同月比で4.9%増加し、6か月連続の増加となりました。

産業別にみると、建設業（同15.0%増）、サービス業（同12.9%増）、製造業（同5.3%増）及びその他の産業（同8.4%増）では増加し、卸・小売業（同9.4%減）、運輸・通信業（同1.1%減）では減少しております。

規模別にみると、30～99人（同0.7%減）では減少し、29人以下（同4.8%増）、100～299人（同14.2%増）、300～499人（同44.9%増）、500人以上（同12.7%増）の規模では増加しております。

## 3 新規求職の動き

新規求職者数は13,973人となり前年同月比では1.7%減少しました。

雇用形態別の割合は、一般87.3%、パートタイム12.7%となっており、性別の割合は男性51.2%、女性48.8%となっております。

また、45歳以上の中高年齢者の占める割合は27.5%で前年同月（28.7%）を1.2ポイント下回っております。

## 4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は3,619人となり前年同月に比較し15.3%減少し、8か月連続の減少となりました。新規求職者数に占める割合は20.3%となり、前年同月（15.7%）に比べ4.6ポイント上回っております。

被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者の割合は16.7%を占めるとともに、前年同月比で41.6%減少しております。

雇用保険受給者実人員は、20,303人となり前年同月比で5か月連続して減少しました。

# 雇用保険の新制度が5月1日からスタートしました

求職者の方の早期再就職を図るとともに、雇用保険制度の安定的な運営を確保するための雇用保険法の改正法が下記の内容で5月1日から施行されております。

## 基本手当の給付率、上限額等が変わりました

- ◎ 基本手当の給付率が50%～80%（60歳以上65歳未満の方は45%～80%）に変わりました。
- ◎ 基本手当日額の上限額が変わりました。（例：45歳以上60歳未満の方の上限額は8,040円となります。）
- ◎ 60歳時の賃金日額による算定の特例が廃止されました。

## 多様な早期就業を促進します

- ◎ 基本手当の支給残日数を3分の1以上残して常用雇用以外の早期就業をした方に対して、基本手当日額の30%を支給します。  
※ 支給残日数を3分の2以上残して常用以外の早期就業をした方については、(財)高年齢者雇用開発協会から早期再就職者支援金が支給されます。

## 基本手当の所定給付日数が変わりました

(a) (b)又は(c)以外の受給資格者の場合

算定基礎期間	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
	90日	120日	150日

(b) 特定受給資格者の場合

算定基礎期間 離職時年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上45歳未満	90日	90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満				240日	270日
45歳以上60歳未満	90日	180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満	90日	150日	180日	210日	240日

(c) 就職困難者である受給資格者の場合

算定基礎期間 離職時年齢	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満	150日	360日

※ 特定受給資格者とは、倒産、解雇等の理由により離職を余儀なくされた方のことをいいます。

## 教育訓練給付の給付率、上限額等が変わりました

- ◎ 給付率が40%に、上限額が20万円に変わりました。
- ◎ 雇用保険に3年以上加入している方にも支給されます。（3年以上5年未満の方は給付率20%、上限額10万円）

## 高年齢者雇用継続給付の給付率等が変わりました

- ◎ 60歳前と比べて25%を超えて賃金の下がる場合に、賃金額の15%に相当する額を支給することになりました。

## 高年齢求職者給付金の額が変わりました

- ◎ 被保険者であった期間が1年以上の方は基本手当日額の50日分、1年未満の方は30日分となりました。

## 保険料率は平成16年度まで現行の1.4%に据置きます

【お問い合わせ先】 最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）又は茨城労働局職業安定部職業安定課までお願いします。  
なお、厚生労働省のホームページでもご覧いただけます。http://www.mhlw.go.jp

# 茨城県職業指導連絡協議会を開催

—— 茨城県高等学校就職問題検討会議も合同開催 ——

4月16日（水）、「茨城県職業指導連絡協議会」が産学官関係者の出席のもと、水戸市内のホテルで開催されました。

平成16年3月新規中学校、高校卒業予定者の求人受理の開始を目前に控え、早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図るため、例年開催している「茨城県高等学校就職問題検討会議」も昨年同様に開催されました。

茨城労働局・山形職業安定部長のあいさつに続いて、事務局より平成15年3月新規学校卒業者の就職状況が報告されました。引き続き、平成16年3月新規学校卒業者の採用に関する申し合わせの協議のほか、地域の実情を考慮した応募・推薦方法の見直しについて改善に向けた意見交換が行われ、申し合わせは次のような内容で決定されました。



## 申 し 合 わ せ

平成16年3月新規中学校及び高等学校卒業者の就職問題について協議した結果、早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、更に正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図るため、下記事項を厳守するよう関係者に周知徹底することを申し合わせる。

記

### 第1 求人受理及び推薦、選考時期等について

#### 1 新規中学校卒業予定者

- (1) 求人は、求人事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）において、平成15年6月20日以降受理するものであること。
- (2) 他安定所への連絡求人は平成15年7月1日以降開始するものであること。
- (3) 推薦、選考は16年1月1日以降（推薦については文書到達主義）開始するものであること。

#### 2 新規高等学校卒業予定者

- (1) 求人票の受付は、求人事業所を管轄する安定所において、平成15年6月20日以降開始するものであること。
- (2) 安定所の確認した高卒用求人票の求人者への返戻は、平成15年7月1日以降行うものであること。したがって、高等学校においては、安定所の確認を受けた求人票により平成15年7月1日以降に求人を受理するものであること。
- (3) 他安定所への求人連絡は、平成15年7月1日以降開始するものであること。
- (4) 推薦は、平成15年9月5日以降（文書到達主義）とし、選考開始の時期は平成15年9月16日以降であること。なお、平成15年10月1日以降は、一人二社まで応募・推薦可能とすること。

ただし、高卒用求人票に安定所の確認を受けた求人票（同写）によらない求人申込みに対しては、高等学校は生徒の推薦を行わないものであること。

### 第2 家庭訪問の取扱いについて

新規中学校及び高等学校卒業者を対象とする求人活動のための求人者（求人者の委託を受けた者を含む。）の家庭訪問は、これを全面禁止するものであること。

### 第3 学校訪問の取扱いについて

求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

### 第4 文書募集の取扱いについて

中卒者を対象とする文書募集は、時期の如何を問わず行わないものであること。

高卒者を対象とする文書募集は、卒業年の前年の7月1日以降とすること。

- (1) 安定所へ求人申込みを行った求人であること。
- (2) 求人管轄安定所名、求人受付番号を記載すること。
- (3) 求人票記載内容と異なる内容のものでないこと。
- (4) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

### 第5 応募書類の取扱いについて

求人者が、採用に際して徴することができる応募書類は、職業安定機関が全国統一で使用している様式による書類のみとし、求人者は他の書類の提出を求めないものであること。

### 第6 採用選考について

- 1 採用選考にあたっては、出身地、家族の職業、経済的条件、家庭環境等を採否決定の判断資料とすることなく、応募者本人の有する適正と能力を引き出し、これを効果的に発揮させるという観点に立ち、合理的な選考がなされるよう配慮するものであること。
- 2 男女雇用機会均等法及び指針の募集・採用の部分に関して、女子と男子の均等な機会が与えられるとともに、障害者に対しては、格別の考慮がされるよう配慮するものであること。

### 第7 選考の通知について

選考後は、速やかに採否を決定し、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、選考を受けた生徒に対し通知を行うこと。

### 第8 就業開始日について

新規中学校及び高等学校卒業予定者の使用開始（名目の如何を問わず、実質的に雇用関係と見られるものや実習期間中の講習及び研修を含む。）の時期は卒業後とするものであること。

平成15年4月16日

茨城県経営者協会会長  
茨城県銀行協会理事長  
茨城県商工会議所連合会会長  
茨城県商工会連合会会長  
茨城県中小企業団体中央会会長  
茨城県教育委員会教育長  
茨城県高等学校長協会会長  
茨城県高等学校教育研究会会長  
茨城県学校長会会長  
茨城県教育研究会会長  
茨城県総務部長  
茨城県商工労働部長  
茨城労働局職業安定部長  
茨城公共職業安定所長会会長

(※ アンダーライン部分は、今回の「申し合わせ」で変更された内容です。)

# 6月は外国人労働者問題啓発月間です!

月間中のポスター・パンフレットの配布等によるキャンペーン活動のほか、厚生労働省では次のような外国人雇用対策を行っております。

- ◇ 「外国人雇用状況報告制度」の実施  
毎年6月1日現在の各事業所における外国人労働者の雇用状況の報告についてご協力をお願いします。
- ◇ 外国人雇用管理アドバイザー制度を是非ご活用下さい。
  - ◎ 外国人労働者の雇用管理上のお悩みや相談・援助（雇用管理改善等）
  - ◎ 外国人労働者の職業生活上の問題についての相談
- ◇ 外国人雇用サービスコーナーの設置（通訳配置）  
現在、外国人求職者のために県内の水戸・下館・土浦の各安定所にそれぞれ通訳を配置しております。（詳しくはお近くのハローワークにお問い合わせ下さい。）
- ◇ 不法就労の防止及び是正  
【お問い合わせ先】 最寄りのハローワーク又は茨城労働局職業安定部職業安定課まで

(TEL 029-224-6219)

## 事業主の皆様へ

### 地域に貢献する雇用の受皿づくりに取り組む 事業主の方々を支援します ● 地域雇用受皿事業特別奨励金 ●

地域雇用受皿事業特別奨励金は、地域に貢献する事業を行う法人を設立し、再就職を希望する者（65歳未満）を3人以上常用雇用した場合に、新規創業に係る経費及び労働者の雇入れについて支援する奨励金です。

#### 支給対象となる事業主

次のいずれにも該当する事業主に対して支給されます。

- ① 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- ② 地域に貢献する事業を主たる事業として行う法人を新たに設立する事業主であること。

#### 地域に貢献する事業分野

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| ① 個人向け・家庭向けサービス | ② 社会人向け教育サービス   |
| ③ 企業・団体向けサービス   | ④ 住宅関連サービス      |
| ⑤ 子育てサービス       | ⑥ 高齢者ケアサービス     |
| ⑦ 医療サービス        | ⑧ リーガルサービス      |
| ⑨ 環境サービス        | ⑩ 地方公共団体からの受注事業 |

[注] 事前に事業計画について(財)産業雇用安定センター都道府県事務所へ申請し、(財)高齢者雇用開発協会の認定を受けることが必要です。

- ③ 法人の設立の日から1年以内に**非自発的失業者**を常用労働者として3人以上雇入れた事業主であること。

[※] うち最低1人は30歳以上の雇用調整方针对象者または再就職援助計画対象者であることが必要です。

- ④ 支給対象となる労働者の離職前の事業所との間で、営業の譲渡、事業の分割、個人事業主が法人になった場合など、事業内容の同一性がある事業主でないこと。
- ⑤ 法人設立日から、常用労働者を事業主都合で解雇したことがない事業主であること。

## ● 申請のしかたと支給額

— 申請受付は創業から6か月経過した日以降になります —

### ① 1年以内に5人以上の非自発的失業者を雇い入れる事業主

#### 【申請のしかた】

5人以上の非自発的失業者(※)を雇入れた日から3か月経過後に初回申請をしてください。

※うち少なくとも1人は、30歳以上の雇用調整方针对象者または再就職援助計画対象者であることが必要です。

また、申請後非自発的失業者を追加して雇入れたときは、雇入れの日から3か月経過後に追加申請をしてください。

#### 【支給額】

イ 初回申請分：創業後6か月以内に支払った次の創業経費の3分の1（500万円上限）と、雇い入れた30歳以上の非自発的失業者1人当たり30万円が支給されます。

#### ※※※※※ 対象創業経費 ※※※※※

- 法人設立に関する事業計画作成費 — 経営コンサルタント等の相談経費など —
- 職業能力開発経費 — 役員及び従業員に対する教育訓練経費など —
- 設備・運営経費 — 事業所の工事費、設備・備品、事務所賃借料（6か月分まで）など —

ロ 追加申請分：追加して雇い入れた30歳以上の非自発的失業者1人当たり30万円が支給されます。  
（初回申請分の対象労働者とあわせて100人上限）

### ② 1年以内に対象労働者を3人または4人雇い入れる事業主

#### 【申請のしかた】

3人目または4人目の非自発的失業者(※)を雇入れた日から3か月経過後に申請をしてください。  
（3人目を雇い入れて申請を行った後、4人目を雇入れたときは、4人目の雇入れから3か月経過後に追加申請をしてください。）

※うち少なくとも1人は、30歳以上の雇用調整方针对象者または再就職援助計画対象者であることが必要です。

#### 【支給額】

創業後6か月以内に支払った創業経費の3分の1（300万円上限。対象経費は上記を参照してください。）と、雇い入れた30歳以上の非自発的失業者1人当たり30万円が支給されます。



(※1) この時点でも初回申請できますが、創業経費の支援分の上限は300万円になります。(追加で申請しても創業経費支援分は追加されません。)

(※2) この時点でまとめて初回申請をすることもできます。

失業者を雇い入れた場合に支給される30万円については、雇用調整方针对象者を雇い入れた場合は60万円、新規・成長分野の場合は70万円に増額されますので、窓口にお尋ねの上別途申請してください。

#### ● お問い合わせは

事業計画の作成・提出、奨励金の支給申請等についての詳しい内容は、(財)産業雇用安定センター茨城事務所 電話029-231-6044にお尋ねください。

茨城県雇用関係主要指標

年・月	新規求人数			新規求職申込件数		月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 中高年	求人全数	求職全数		
11年度月平均	10,870	4,003	6,795	11,930	3,375	27,515	50,849	3,036	20,662
12年度月平均	12,762	4,705	7,976	11,424	3,288	33,366	48,825	3,218	19,650
13年度月平均	11,963	3,567	8,303	12,927	3,724	31,151	53,472	3,266	21,413
13年4月	12,443	4,162	8,128	15,761	5,267	33,632	52,576	3,394	17,584
5	12,494	3,788	8,631	13,039	3,234	32,670	53,645	3,410	19,894
6	12,275	3,853	8,368	11,964	3,231	31,665	53,120	3,325	19,596
7	12,515	3,829	8,515	11,783	3,394	32,279	52,550	3,424	21,004
8	12,265	3,710	8,456	11,895	3,304	31,782	51,950	3,118	22,028
9	12,355	3,891	8,396	12,650	3,356	32,390	52,779	3,295	21,805
10	13,110	3,672	9,307	14,726	4,273	32,661	55,929	3,708	23,120
11	10,951	3,142	7,737	12,163	3,406	30,427	55,316	3,302	22,768
12	9,301	2,825	6,419	8,921	2,793	27,621	51,084	2,762	22,726
14年1月	12,761	3,469	9,207	14,952	4,773	28,914	52,998	2,732	22,925
2	11,770	3,174	8,530	13,065	3,575	29,523	53,705	3,209	22,268
3	11,311	3,294	7,947	14,209	4,079	30,250	56,009	3,510	21,242
4	11,861	3,588	8,165	20,031	7,321	29,328	61,610	3,622	21,749
5	11,857	3,480	8,270	15,396	4,735	28,704	63,204	3,732	23,411
6	10,740	3,419	7,254	13,285	4,351	27,652	61,241	3,511	23,400
7	12,759	4,135	8,548	15,272	5,341	29,483	62,403	3,748	26,179
8	12,116	3,808	8,211	11,858	3,298	29,460	59,546	3,171	26,373
9	12,098	3,977	8,034	12,839	3,514	31,402	58,737	3,669	25,190
10	13,493	4,540	8,884	14,479	4,478	32,446	59,681	3,837	25,040
11	11,826	3,827	7,915	11,200	3,479	31,626	56,232	3,516	22,612
12	10,209	3,317	6,842	8,543	2,654	30,148	51,623	2,889	22,480
15年1月	13,321	4,190	9,019	14,630	4,665	31,576	52,261	3,002	21,602
2	12,133	3,893	8,156	13,068	3,623	31,447	53,133	3,302	21,106
3	11,866	3,580	8,200	13,973	3,841	31,463	56,229	3,937	20,303
4									

年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全国完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値・%)
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
11年度月平均	0.91	0.90	0.54	0.49	▲1.4	4.1	6.0	3.1	6.1	5.7	8.3	1.5	320	4.7
12年度月平均	1.11	1.08	0.68	0.62	17.4	20.0	▲4.2	▲0.7	6.0	6.0	▲4.9	▲3.6	320	4.7
13年度月平均	0.93	0.96	0.58	0.56	▲6.3	▲3.7	13.2	8.6	1.5	1.8	9.0	7.5	348	5.2
13年4月	1.10	1.07	0.69	0.62	4.7	10.3	3.7	4.5	▲3.0	1.0	▲5.1	0.4	348	4.8
5	1.09	1.06	0.68	0.62	13.2	10.4	1.3	3.1	1.4	5.4	0.9	7.4	348	4.9
6	1.06	1.04	0.67	0.60	3.2	▲1.1	1.5	▲1.3	▲6.8	▲0.3	▲2.3	2.1	338	4.9
7	0.99	1.00	0.64	0.59	1.2	3.1	8.8	8.2	6.6	5.0	3.0	6.9	330	5.0
8	0.92	0.97	0.62	0.58	▲8.6	▲3.9	6.8	4.2	▲2.4	▲2.0	0.7	4.7	336	5.0
9	0.91	0.99	0.59	0.57	▲12.4	▲8.5	13.7	2.7	▲1.4	▲4.7	5.9	6.7	357	5.3
10	0.86	0.90	0.56	0.54	▲8.4	▲7.2	26.3	19.2	4.9	4.0	12.3	9.6	352	5.3
11	0.80	0.90	0.53	0.53	▲12.6	▲7.1	31.2	16.4	4.2	3.2	12.8	9.6	350	5.4
12	0.82	0.90	0.51	0.51	▲17.5	▲14.0	21.6	8.3	0.4	▲1.1	19.7	11.2	337	5.4
14年1月	0.82	0.88	0.52	0.51	▲10.0	▲8.6	27.1	18.2	5.0	7.9	22.1	13.2	344	5.3
2	0.84	0.89	0.51	0.51	▲11.4	▲7.2	18.6	16.4	5.2	3.7	20.9	10.8	356	5.3
3	0.91	0.96	0.52	0.52	▲11.9	▲7.5	8.6	5.3	5.2	1.2	20.0	7.6	379	5.3
4	0.83	0.90	0.51	0.52	▲4.7	▲1.7	27.1	16.8	6.7	7.5	23.7	8.5	375	5.3
5	0.85	0.91	0.51	0.52	▲5.1	0.0	18.1	14.0	9.4	5.1	17.7	5.6	375	5.4
6	0.84	0.92	0.50	0.53	▲12.5	▲3.0	11.0	6.1	5.6	3.4	19.4	3.8	368	5.4
7	0.77	0.90	0.49	0.54	1.9	4.6	29.6	18.8	9.5	15.1	24.6	3.4	352	5.4
8	0.90	0.95	0.50	0.53	▲1.2	1.0	▲0.3	1.6	1.7	6.2	19.7	▲0.7	361	5.5
9	0.89	0.95	0.51	0.55	▲2.1	5.9	1.5	9.6	11.4	9.8	15.5	▲0.9	365	5.4
10	0.91	0.98	0.52	0.56	2.9	10.7	▲1.7	2.6	3.5	8.7	8.3	▲5.3	362	5.5
11	0.94	0.99	0.54	0.57	8.0	7.0	▲7.9	▲1.1	6.5	6.1	▲0.7	▲12.2	338	5.3
12	0.94	1.02	0.56	0.59	9.8	12.6	▲4.2	▲1.7	4.6	11.5	▲1.1	▲13.0	331	5.3
15年1月	0.88	1.02	0.57	0.60	4.4	12.3	▲2.2	▲3.0	9.9	7.3	▲5.8	▲16.4	357	5.5
2	0.86	0.99	0.55	0.61	3.1	10.1	0.0	▲0.5	2.9	5.7	▲5.2	▲18.1	349	5.2
3	0.99	1.06	0.54	0.60	4.9	8.5	▲1.7	▲0.6	12.2	5.5	▲4.4	▲16.4	384	5.4
4														

(注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。 2. ▲印は減少を示す。  
 3. 求人倍率と全国完全失業者については月平均 4. 平成14年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。